本号で公布された法令のあらまし

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一五九号）（消費者庁）

1　地方協力課を設置するとともに、参事官の設置期間の特例を規定することとした。（本則関係）

2　内閣府独立行政法人評価委員会令の一部を改正することとした。（附則第二項関係）

3　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令の一部を改正することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、平成二二年七月一日から施行することとした。ただし、3に掲げる事項は、公布の日から施行することとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一六〇号）（財務省）

1　輸出された貨物に関し財務省関税局が所掌する事務について、その円滑な遂行を図るため、同局内の各課における分担を変更することとした。（第四三条及び第四四条関係）

2　この政令は、平成二二年七月一日から施行することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六一号）（総務省）

1　地方公務員共済組合等の運営審議会の委員の任命及び組合会の議員の選挙に関する特例の適用期間を平成二四年六月三〇日まで二年間延長することとした。（附則第一一条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六二号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、レナリドミド及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令**（政令第一六三号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法の国庫負担等の算定に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　平成二二年度から平成二四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、被用者保険等保険者に含まれる厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に対する国庫補助の特例を設けることとした。

2　平成二二年度から平成二四年度までの各年度の国民健康保険組合の組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額の三分の一に対する国庫補助割合について、国民健康保険組合の財政力を勘案したものとするため、国庫補助の特例を設けることとした。

二　健康保険法の一部改正に伴う経過措置関係（第二条関係）

平成二一年度以前の年度の全国健康保険協会に係る概算前期高齢者納付金等の額についての国庫補助金について、なお従前の例によるものとすることとした。

三　この政令は、平成二二年七月一日から施行することとした。

◇**スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一六四号）（内閣府本府）

1　スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二三年六月三〇日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公文書等の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一六五号）（内閣府本府）

公文書等の管理に関する法律（平成二一年法律第六六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日を平成二二年六月二八日とすることとした。

◇**公文書管理委員会令**（政令第一六六号）（内閣府本府）

1　公文書管理委員会（以下「委員会」という。）は委員七人以内で組織するとともに、委員会に専門委員を置くことができることとした。（第一条関係）

2　委員の任期は二年以内とするとともに、委員及び専門委員は非常勤とすることとした。（第三条関係）

3　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとした。（第四条関係）

4　委員会の定足数、議決について定めることとした。（第五条関係）

5　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第七条関係）

6　この政令は、公文書等の管理に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二二年六月二八日）から施行することとした。